

『番神問答記』隙見

齋 藤 貫 誠

番神問答記亦は兼俱記とも言はれ、法華神道は日連上人に始まるとする文献の第一である、即ち「本朝弘長、春有^ニ戴^レ日^ヲ乗^ル連^ニ之人^一一日入^ニ予^カ祖家^ニ問^フ吾神道^ヲ」亦「弘長元年、春開基安國論師遇^テ予^カ八代先祖兼益^ニ被^レ求^ニ神代降臨^ニ之神名^一」等と、日連上人が卜部兼益に就て神道を學ばれ、此に依て後世所謂法華神道が生じたとする、然して此の問答記は明應六年二月六日「神道長上從二位卜部兼俱」の名を以てなされた問書に對して日具が妙本寺住持日芳に代つて答書を書けるものである最も此の兼俱の問書は、妙本寺のみでなく、本國寺、妙蓮寺の三ヶ寺に同時に發せられしも、一人妙本寺日芳大僧正がその答書を先住日具師に請ひてなせる返書が兼俱の意に充ちくものにして、兼俱は此に對して賀札を與へて「當寺の貫主具公法眼ノ文質^{ナルヲ}乎^ヤ外典^ノ、才明秀發^ユ况^ヤ內典之鑽仰碩學^{ナルヲ}哉^忽テ^ニ開^ニ八萬法藏^ヲ於^一卷^ノ中^ニ殆^ド消^ス三四十才^余於^テ一時^ノ間^ニ中略今^於此^ノ人^ニ開^ニカ^ス、言^テ天幸^{ナル}者^ヲ乎^兼亦^テ測^ニ神道^ノ才^覺ヲ^レ既^ニ入^ニ神書^ノ、真頤^ニ悟^ル家傳^ノ、密竟^ラ定^大ナル^哉至^レ哉^可レ^謂ニ^ク載^一之^一過^ト」云々、と賞讃の限りを盡して始て法華神道を公認せり、然るに古來此の兼俱記は兼俱の爲する所あつての謀作な

「番神問答記」隙見

りとされてゐる、即ち、自ら唯一神道を建てんとして、殊更に難狀を構へて、佛道と神道との共通点を求め、更に佛法の長所を攝取して此を自家藥籠中の物とし、神道を、佛道の上に置かんとせる計畫的下に、造られたるものとの説あるも、兼俱が妙本寺と同時に同じ内容の下に本國寺妙蓮寺へ發した問書に對して、妙蓮寺日忠の「興卜部兼俱書」が在り、影山師の日連上人教國略史（四七頁）に「明應六年四月廿八日附日具師筆番神勸請會通書の末文が掲載されてあるも。享保四年了義達師の改訂せるものとは相違するも兎に角兼俱の問書及び此に對する答書はあつたであらう事は承認される、扱て此の問答記の内容を検するに、先づその組織成立を見る前にも述べし如く「神道長上從二位」の格式を以て「安國論師門弟諸流御中」に向けられたる「兼俱の問書」と此に對する「日具の答書」及び此の答書に對する賀札と「兼益記」及び「三十番神名」此は「內裏守護」「法華守護」「如法經守護」等と分類せられ、更に此の外、「將軍塚」の事、「京都法華宗追却院宣」「奉奏狀」等より成つてゐる此より與へられたる紙數を考慮しつゝその内容に及ぶ事とする「凡近來稱^ニ番神^一列^ニ其名^一有^ニ三十社^一案勘^ニ二件^一來歷^ヲ」云々

一七七

と筈を興して三十番神の來歴に就て、去る延久年中叡山横川法界坊に於て南樂阿闍梨良正が長日仁王講修の砌り化現せる靈瑞を感得して連日終夜註記する所の神名と、地神第三代の尊神降臨の際、國體護持の元靈、金闕直日之番神として供奉せし三十、二神有りて此は禁廷に鎮り玉ふ。爰に於て當宗の寺内に三十番神と號して鎮守に崇め奉るは是何の神の名ぞ。若し櫻殿院南樂の勸請せし三十神を以てするとせば權實雜亂して忽ちに宗義違却となるではないか。(是問一)

特に弘長元年春開基安國論師が吉田家八代の先、兼益に遇て神代降臨の神名を求めたる、先師の素意より見れば豈それ南樂良正の蹤跡を追ふ要があらうか、聖祖の眞意は必ずや天上降化の神明を專にして、神代の靈靈を移して、佛經の鎮守に奉安せしものならん、亦此の義にあらざんば、神靈曾テ不レ可レ垂ニ降迹一之由神武天皇ノ格式也と言ひて國は是れ神國、君は是れ神皇、上一人より下百姓に至つて僧俗男女、吾が神明の後胤に非レ莫。さればその國神を崇むるは當然なり、開基安國論師の素意此に在りと思惟んるも正當なるや。(是問二)と問を結ぶ。

右二ヶ條の問に對し備中、野山妙本寺日芳大僧正、先住日具師に請ふて答書を爲す、即ち不變、隨緣の二種眞如より説を起し「易曰ク神ト者妙ニメ萬物ヲ爲レ言云、斯ノ言誠ニ神ナリ也誠ニ妙ナリ也者能歎之言也、萬物者所歎之法也、然、則神者、只是レ妙法蓮華經之直鉢也」法華經に「皆順正法」と言ふ正法とは正直の妙法の意にして佛道、神道理同人眞俗二諦夫の旨一なり、佛法に

言ふ實相(亦是法身如來と號す)は即ち神道に於ける法性神にして宗廟の内證是也、而して法華經に「諸天晝夜常爲法故而衛護之」「此經は一切過去未來現在諸佛神力所護故」「諸佛教世者住於大神通爲悅樂衆生故現無量神力」等とあるは即ち法華擁護の神齊限數量に不拘、一日一神の守護する處にあらざりて諸天常に同く守護して晝夜を捨て玉はず、三十神に限るに非る事を明示せるものなり、爾るに當宗に於て三十番神を號し此を鎮守とするは「番流獨歩之稟義他人不共之料曲也」と前置して練磨、實義の傳在之が故に、南樂勸請の名帳を要すると雖、意趣已に各別なり、宗義の違却不可在之。亦縱令、天上降化の神明を專にするも雖も冥顯已に是一也、何の不可有ん也、周遍の神風佛經の道場を隔つ不可、和光同塵の故に冥機の爲には赫々の神と顯れ、顯機の爲には冥冥の玄扉を開いて佛と現ざる也と。神佛の一鉢を説く。練磨の義に就て本書に明す所を見るに、夫の義多しと雖、今且く一義の意を擧ぐとして、「凡ソ日積テ而爲レ月月累テ而爲レ歲、月ハ在其中間ニ而兼レ日ヲ兼レ歲ヲ、古今來際亦以如レ是故ニ且ニ課ニ一月三旬ノ之曆數ニ假ニ稱ニユル三十番神ト計也、護神非レ謂レ限ニト于三十社ニ神護非レ謂レ限ニ于三十日ニ者也」云々と、即ちその意知るべし、而るに此れ當家深秘の約束なりと雖も尙一往の義にして、更に再往實義の口語ありとして、次の如く示してゐる。「所詮三者三諦即是之妙法也。十者十界依正之當歎也、番者十界三諦互具融即、而無ニ一法決定ニ之義也、神者一心ノ本分萬法之自性也、呼レ之號ニル三十番神ト也、是レ則法

華之妙跡行者之色心也、能護之神明、所護之妙經、行者之色心一致符契、而全、無レ二無レ別、是非、權護之至極、乎是、非、法、爾、之至理、乎、云々、と、再往實義の口語終窮究竟の面授當家深秘の約束として斯の如き義ありとして三十番神に就て當家獨特の解釋を施し、更に此の三十番神とは三諦即是、十界雖即、法華の妙体にして亦行者の色心なり、能護の神と、所護の妙法蓮華經と一乘圓頂の行者と此の三、全く別無く一心一体なりと説いてゐる、以上が即ち練磨、實義の二義である、如是冥顯已ににして神佛一跡なるが故に、當家勸請の三十番神は、萬物の靈妙にして、宗廟、社稷を攝盡せざるはなく、朝夕、法味を獻じ、冥加を仰ぎ、其の神を貴ぶのである。亦法華宗勸請の神明以外の餘社の參拜を禁ずる事に就て、左の如き解釋を爲してゐる、心は神明の本主なれば、心神を傷ましむる事勿れ。神明を心外に求む可からず、されば夫の心須からく邪惡を嫌つて清淨でなければならぬ、即ち神は非禮を受給はざるが故なりとして、法華經と神道と夫の歸する所一なるを列擧してゐる、即ち法華經に「四十餘年未顯眞實」と言ふは正に背くを名て邪となし、邪は則ち眞實に非ざる故なり。亦曰一柔和質直者則皆見我身」「質直意柔軟一心欲見佛」「正心正憶」「正法治國不邪經人民」等と法華三部の説悉く正直を以て證と爲す。神道亦、意同じく「神乗者以三祈禱」爲レ先冥加、以三正直」爲レ本任、其本誓」皆令レ後三大道」敬レ神靈、以三清淨」爲レ先謂、從レ正或」爲三清淨」と、佛、神同じく邪惡を嫌ひ共に正直を第一とする、亦

「番神問答記」隙見

神明の和光同塵と佛陀の化導法と夫の軌を一にし、利生の大道全く同。神の後一無二の盟。佛の唯一乘法無二亦無三の説、神は萬言の雜説を除いて一心定準を擧げ。佛は正直捨方便但克無上道と説いて眞實已顯の後には雜亂兼帶の萬言を捨て、無上正直の大道を説くと爲す、此を要すれば神佛共に邪を棄て正しきに從がふを以て道の大本と爲す者である、而して夫の正直の大本は即ち妙法蓮華經是也、故に此の最在其上の妙法華經に背くは即ち邪曲の至極にして神に背く故なり、神明は正直を以て体と爲す、されば正直の妙法華經の法味を受けざる餘社は此れ實迷神にして一禮するも此を不許と、即ち

「尊神已」讓三詔宣、於西天、真心之語、而歸三本居、給之條有三、文、不レ隱故、禁三參詣等、事更、非三私曲蔑如、之疎略、偏、是、奉、仰、神、託、貴、一故也佛說亦於三實迷神、不レ許、二禮、一之事有、之是則佛神之道無、異、一之故歟、云々と實基本紀に出る倭姫命の神説を引いて當宗に於ける社參禁止の理由は全く私曲蔑如の疎略に非ざる事を明示してゐる、而して「佛基出世之法王也、法、是諸典之中、王也故、以三法王之王法、奉、祈、三皇王之王道、一、是豈非三函蓋相應之天理、三感應安、唐捐、ナラン」と述べ、朝廷に於て此の妙經を一段と御歸依有らんには天長地久彌々昌ならんされば時宜に依て自然の奏上に預らば芳息の至り、祝著たるべしと上奏を乞ひ、宗祖が吉田家八代の先兼益に就て神道の典義を授けられた事に對して深甚の感謝を述べ更に聖祖が凡人に非ずして顯學無双、一代の藏經を極めたる才覺異人なりと賞讃せら

れたるは、當宗の名譽末代の龜鏡にして彼の高僧傳の如きは只耳目に觸れたる無益の書なる事に言及し、此の御記録は偏に骨髓に徹して感有り珍重珍重恐悦恐悦謹對。と結んで此の問答は終つてゐる。

鶴 聲

吾等人類の上に闇と曙との二が訪れて來た。地球の表面が地獄となるか佛國土となるかの分岐點に世界各國が立つてゐる。

其の中に我國は樞要な役割を演じながら新東亞建設に着手してゐる。外には主人役の將兵軍人が、内には女房役の國民一般が總てが曉に邁進してゐる、一億の國民が一心となり、其の中の各自が自己を殺して各己の責任に勵んでゐる。此の様な意味から私も、清水龍山尊臺と山川智應居士との間に嘗て論争の華を咲かした「當家教學に於ける己心義論」の一端に觸れてみよう勿論此處に書かれる見方が私本來の立場ではなく、筆の動くに委ねて綴られるものであるから、野に溢れた水が目的も無く擴がる様な、極く軽い氣持で讀んで頂けば幸甚である。

x x x

兩氏の異見は觀心本尊抄正宗分中の四十五字法脉段に於ける

以上を以て番神問答記の隙見の隙見を終る、素より淺學非才その眞意を知る不能るを恥づのみ。只本問答記の内容の幾分なりとも照介し得たとすれば、余の幸ひ此に過ぎたるはなし。後日の研鑽を誓ひて闕筆する者也。(五二〇、一 於延山學寮)

細 井 泰 行

己心を六識とするか九識とするかが根本問題であつたであらうが其の戦火の及ぶ處甚だ廣く、其の論戰の模様は世界大戰にあたり、人心に驚嘆を與へた新武器が飛び出した様に、兩氏の間にも幾多新説を發見した様である。此は私の説でなく兩氏が既に相互を評されてゐるものである。問題は順序として觀心本尊抄の題號釋から這入て行かう。此れに先立つて別個の問題として私達は我國を唱稱して「大日本」「皇御國」「瑞穂の國」「大和」等と種々に叫ぶが、どれが正當で、どれが間違ひであるか義論した事があるが、勿論何方も誤りではないだらう。次に本論に就て言ふと、「如來滅後、五五百歲始觀心本尊抄」と言ふ題號に就て古來から解釋が種々異つてゐるが、兩氏に於ても意見の相異が明らかである。

則ち清水尊臺の説は、